

ショートステイみどりの杜運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つつみ会が開設する「ショートステイみどりの杜」(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護老人の介護を行っている家族が、社会的理由、私的理由により、その家族において当該要介護老人を介護できない場合に、みどりの杜事業所で代わりに介護等、日常生活上必要な支援を行う。

2 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するものとする。

3 事業所は、事業の実施にあたっては、実施施設と連絡を密にするとともに、福祉事務所、民生委員等の関係機関と十分な連絡を取る。

(事務所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ショートステイみどりの杜
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡茨城町小幡字北山 2765-4

(職員の配置、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 (兼務) 1名(常勤)
- (2) 医師 (兼務) 1名(常勤)
- (3) 管理栄養士 (兼務) 1名(常勤)
- (4) 生活相談員 (兼務) 1名(常勤)
- (5) 介護職員 (兼務) 4名(常勤)
- (6) 看護職員 (兼務) 1名(常勤)

(職務の対象及び利用対象者)

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者
- (2) 老人福祉法第10条の4第3号の措置に係わる者。

(サービスの内容とサービスの利用者)

第6条 指定事業の内容は次の通りとする。

- (1) 介護
- (2) 食事の提供

- (3) 健康チェック
- (4) 生活指導〈相談・援助等〉レクリエーション
- (5) 送迎

2 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、構成労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとし、みどりの杜事業所の見やすい場所に掲示する。また、上記の支払いを受ける額のほか、他の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 送迎に関する費用
- (2) 食材料費
- (3) 理美容代
- (4) 前項に掲げるものの他、短期入所生活介護における生活介護のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対し、事前に説明をした上で支払に同意を得ることとする。

(通常を送迎の実施区域)

第7条 通常事業の送迎実施地域は、茨城町全域とその他の地域については別紙地図のとおり施設からおおよそ半径15kmを実施地域とする。ただし、どうしてもサービスの利用が必要と判断される利用者については、上記規定にかかわらず利用者の在宅における生活状況等をよく把握して、利用者を含め施設全体で合議をした上で最終決定をする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項を事業所に連絡するものとする。

- (1) 医師の診断書
- (2) 日常生活上の留意事項
- (3) 利用開始月の健康状態
- (4) 利用にあたっての必要事項

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めて、年2回定期的に非難・救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時の対応)

第10条 利用者が短期入所生活介護の利用時に、転倒・嚔下障害等による容態急変が生じた場合には、担当者がまず管理者に報告、管理者の指示により看護師等による利用者に対する適

切な処置、家族への連絡、また、必要な時には救急車による搬送を依頼するなど利用者の安全を第一として早急な対応を行う。

(研修の確保)

第11条 介護支援専門員等の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容を把握して、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第14条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人つつみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成20年7月14日より施行する。

この規定は、平成27年8月1日より一部改訂施行する。